

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

2026年3月

羽幌沿海フェリー株式会社

目 次

1.	総則	1
2.	事業継続方針	2
3.	体制	2
4.	社員及び船員の確保（感染防止対策等）	3
5.	事業継続計画	6
6.	その他	8

1. 総則

1-1. 目的

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第9条第1項の規定に基づき、羽幌沿海フェリー株式会社における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。
- (2) 新型インフルエンザ流行時において、社員及び船員の感染防止に努め、羽幌～天売航路の安定した運航を維持する。
- (3) 乗客・荷主をはじめとした利害関係者への影響を最小限にとどめる。
- (4) 社員及び船員が本計画に記載された内容を熟知し、的確に対応できるよう周知徹底する。

1-2. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- (1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法
 - ・政府想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、貨物の運送を適切に実施する。
 - ・国及び地方公共団体から食料等の緊急物資の運送の要請があった場合は、適切に実施できる体制を確保する。
 - ・あらかじめ定める人員計画に基づき、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。
- (2) 感染対策の検討・実施
 - ・マスク着用等咳エチケットの徹底などの利用者に対する呼びかけに努める。

1-3 事業継続の基本方針

事業継続計画（BCP）取組の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の羽幌～天売航路の継続性を確保する。 ・島民の安全、ライフラインを確保する。 ・社員及び船員の安全を確保する。 ・全社にBCPの意識を定着させる。 ・企業価値を高め、社会的責任を果たす。
BCPの対象範囲（組織・拠点等）	<ul style="list-style-type: none"> ・羽幌フェリーターミナル ・焼尻フェリーターミナル ・天売フェリーターミナル
BCPの対象事業/製品・サービス	羽幌～天売航路運航事業
想定リスク	インフルエンザ

※BCP＝事業継続計画（Business continuity planning）

2. 事業継続方針

- (1) インフルエンザの発症が確認されてから全てが収束するまでの、会社としての全社的な事業継続のための対応。
- (2) 災害対策本部の設置～解散、情報収集、緊急連絡、危機管理活動、BCP 発動～解除を含む事業者としての対応。

2-1. 業務継続の基本方針

- (1) 社員及び船員の感染防止、健康維持に努める。
- (2) 羽幌～天売航路の安定運航を維持する。
- (3) 乗客・荷主・関係者への感染拡大や健康被害を最小化する。

2-2. 継続・縮小業務の復旧目標

業 務 名	対応方針	復旧目標			
		MTPD	MTPD を超えた 場合の事態	RTO	RLO
羽幌～天売航路 運航業務	予備員縮小	1ヶ月	全日本海員組合に 臨時海員派遣要請	3日	70%

※MTPD＝最大許容停止時間

※RTO＝目標復旧時間

※RLO＝目標復旧レベル

※最低必要人員を確保できない場合は業務を休止する。

3. 体制

3-1. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

政府対策本部、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、新型インフルエンザ等対策業務としての弊社の対応等について協議するため、対策本部（対策本部長：社長）を設置する。

(2) 情報収集・共有体制

平素より、国内外の新型インフルエンザ等に変異するおそれがある感染症への対応状況や医療体制等に関する情報について、国等から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に従業員に周知する体制を確保する。

(3) 関係機関との連携

平素より、新型インフルエンザ等対策業務を実施するうえで不可欠となる新型インフルエンザ等発生時における関係事業者等との連携などについて協議する。

3-2. 対策本部の組織、役割と活動

対策本部		
対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の立ち上げ ・ 不測の事態に対する危機管理 ・ 災害対策本部の解散 ・ その他最終意思決定 ・ 社員及び船員を指揮する 	社長
本部長支援	本部長を補佐し、意思決定をサポート	業務部長
本部 メンバー	・ 社内外緊急連絡の全社調整・確認	業務部長・営業課長
	・ 安否確認・被害状況・感染情報の全社集約	業務部長
	・ 施設・備品被害・復旧、物資の調達	事務員
	・ 運航事業の継続・復旧進捗状況	業務部長
	・ IT・データ・システム等の復旧管理	営業課長
	・ 緊急対応期間中の財務管理	業務部長

3-3. 対策本部長の代行順位

代行順位	氏名
第1位	社長
第2位	業務部長
第3位	海務部長
第4位	営業課長

4. 社員及び船員の確保（感染防止対策等）

4-1. 感染予防策

以下の対応で最大限感染の防止に努める。

(1) 社員及び船員の対応

① 対人距離の保持とマスクの着用

- ・ 感染者の2m以内に近づかず、外出時はマスクを着用する。
- ・ 不要、不急の外出はせず、不特定多数の者が集まる場所には行かない。

② 咳エチケットの励行

- ・ 咳くしゃみは他人から顔をそむけ、1～2m離れ、ティッシュ等で口鼻を覆う。
- ・ できるだけマスクを着用する。

③ 「手洗い」「うがい」の励行

- ・ 外から事務所及び船内や自宅に戻ったら、手洗いは流水と石鹸を用いて15秒以上行い、洗った後は水分を十分にふき取る。また、うがいを行う。

④ 事務所及び船内の清掃と消毒

- ・特に多くの人が接触する場所（ドアノブ、取っ手等）の清掃・消毒の頻度を上げる。

(2) 健康管理等用品の備蓄

当社に次の用品を備蓄させ、必要に応じて補給する。

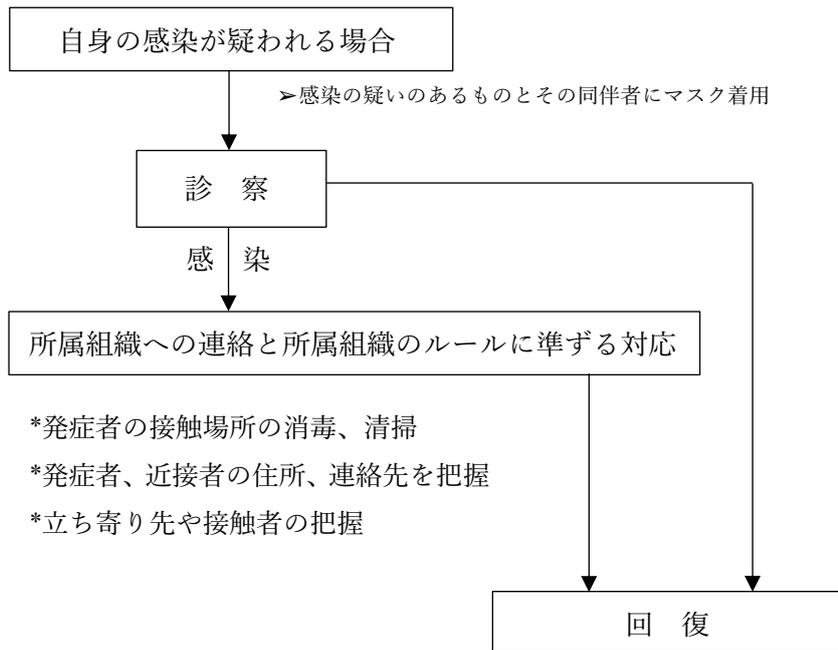
- ・使い捨てマスク、ゴム手袋、消毒用アルコール、常備薬、絆創膏、体温計など。

(3) パンデミックワクチンの推奨

当社は、国が製造・配布するパンデミックワクチンを社員及び船員が接種できるよう配慮し、新型インフルエンザの予防措置をとる。

4-2. 感染が疑われる場合/感染した場合

(1) 社員及び船員が感染した場合の対応フロー



(2) 感染対応策

状態	対応策	出社可否基準
感染したかも？ と思った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医などに電話で相談してから受診 ・保健所等の発熱相談センターに連絡 ・自部門の責任者に自宅待機を連絡 ・自宅待機して症状の変化をみる（原則2～3日） ・体温検温などの監視処置を実行する 	可能な限り医師の診断を受け、新型インフルエンザにかかっていないことを条件に出社する。

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザの症状があれば医療機関で受診する ・(自宅待機後の) 出社時はマスクを着用する 	
感染してしまった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病、ぜんそくなどの持病がなければ、原則自宅療養 ・医療機関で処方される薬(タミフル等)があれば服用する ・解熱後、2日間は外出を避ける。 	インフルエンザの症状回復後に医師の診断を受け、ウイルスが検出されないことを条件とする。
周囲に患者が出た場合	<p>濃厚接触者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自部門の責任者に濃厚接触者による自宅待機の連絡 ・自宅待機して症状の変化を見る(原則2～3日) ・体温検温などの監視処置を実行 ・持病がなければ予防服薬は不要 ・患者の同居者は、できるだけ外出を自粛 <p>濃厚接触者でない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や職場に患者がいても濃厚接触者でない場合は外出自粛は不要 ・昼食時など従業員が集合する場合は、お互いに飛沫感染(咳やくしゃみ)や接触感染に注意しあう(消毒、手洗い、マスク着用の徹底) 	(可能な限り) 医師の診断を受け、新型インフルエンザにかかっていないことを条件とする。

(3) 安否確認と報告

項目	内容
報告のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・自身及び家族・関係者に発熱が見られた(38度以上または平熱より2度高い。)とき ・自身及び家族・関係者が医師から新型インフルエンザの診断を受けたとき ・医師の診断書等により出社可能が確定した場合
報告を受ける者	陸上社員、船員の場合→業務部長
情報の管理者	陸上社員、船員の場合→業務部長

4-3. 勤務体制の変更

組織内で感染者が複数発生した場合、部門責任者が陸上社員及び船員の配置を割り当て、適宜自宅待機を指示する。

5. 事業継続計画

5-1. 優先度の高い通常業務の事業継続

業務名	責任部門/責任者	対応方針	事業継続策	
			最低必要要員	必要人員がいなくなった場合の対策
船舶運航	船長	予備員縮小	7名	全日本海員組合に要請
地上作業	業務部長	縮小	3名	他部署員が代行

※最低必要人員が確保できない場合、業務を休止する。

5-2. 発生段階毎の対応

(1) 北海道発生早期（組織内で職員が感染の可能性あり）

実施事項	
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・世界、国内での感染の状況をモニタリングする ・内閣府、厚労省、保健所やガイドなどの情報収集
対策本部の指示に基づく活動	<ul style="list-style-type: none"> ・社員、社員の家族・関係者についてガイドの実施 ・社員の自宅でのマスク、消毒液などの購入、備蓄の義務化 ・感染防止策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 手洗い、うがいの義務化 ② 消毒液による手指消毒の義務化 ③ 外出時のマスクの着用の義務化 ④ ドアノブなど共有で触る場所の消毒の実施 ⑤ 出勤前に体温の計測する（家族含む）義務化（記録簿の提出を求める） ⑥ 顧客接触時はマスク着用の義務化 ⑦ 勤務時間中のマスク着用の励行 ・社員感染状況のモニタリング/社員の個別健康管理の継続・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務前の体温測定 ・平熱より2度超えの場合 ・家族が罹患し濃厚接触者となった場合は出社不可。医療機関に相談し、インフルエンザ罹患でないとの判定以外は出社せず、自宅待機 ・社員間での接触を減らす処置（スペースのレイアウト変更、会議の自粛等）の強化

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の外出自粛強化 ・ 来訪者管理の継続・徹底 ・ 人員計画の実施準備 ・ 時差通勤の実施準備 ・ 在宅勤務の実施準備 ・ 業務体制変更の実施準備 ・ 関係各所への経過報告 ・ 協力会社、仕入先などへの情報提供と情報交換 ・ 会議などの自粛の励行 ・ (可能な限り) 公衆の場には行かないことの励行 ・ 顧客と協力会社への BCP 発動時の対応に関する説明 ・ 対面会議などの自粛 (連絡手段はメール、電話等を使用) の励行
--	---

(2) 北海道発生期 (組織内で社員の感染が判明)

実施事項	
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界、国内での感染の状況をモニタリングする ・ 内閣府、厚労省、保健所やガイドなどの情報収集
対策本部の指示に基づく活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員感染状況のモニタリング/社員の個別健康管理の継続、強化 ① 出勤前の体温測定 ② 平熱より2度超の場合 ③ 家族が罹患し濃厚接触者となった場合は出社不可。医療機関に相談し、インフルエンザ罹患でないとの判定以外は出社せず、自宅待機。 ・ 来訪者管理の継続、徹底 ・ 関係各所への経過報告 ・ 人員計画の実施の強化 ・ 時差通勤の実施 ・ 在宅勤務の実施 ・ 業務体制変更の実施 ・ 協力会社、仕入先などへの情報提供と情報交換 ・ 一部業務の追加的中止の実施

(3) 北海道感染期 (組織内に蔓延)

実施事項	
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界、国内での感染の状況をモニタリングする ・ 内閣府、厚労省、保健所やガイドなどの情報収集
対策本部の指示に基づく活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員感染状況のモニタリング/社員の個別健康管理の継続、強化 ・ 出勤前の体温測定

	<ul style="list-style-type: none"> ・平熱より2度超えの場合 ・家族が罹患し濃厚接触者となった場合は出社不可。 ・医療機関に相談し、インフルエンザ罹患でないとの判定は出社せず、自宅待機 ・来訪者管理の継続、徹底 ・関係各所への経過報告 ・BCP発動 ・顧客と協力会社へのBCP発動に関する説明 ・人員計画の実施と強化継続 ・業務体制変更の実施 ・関係各所への経過報告 ・協力会社、仕入先などへの情報提供と情報交換
--	--

6. その他

6-1. 教育及び訓練の実施

- (1) 会社は、平素から正しい知識を習得し、従業員への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。
- (2) 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように、配慮するものとする。

6-2. 計画の見直し

- (1) 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更する。
- (2) 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。